

学校感染症による 罹患届

大阪府立日根野高等学校長 様

年 組 番 生徒名

1. 感染症名(診断名)

2. 発症日

令和 年 月 日() *発熱等の症状が出始めた日

*早退した場合は、令和 年 月 日() 限より早退

3. 受診日

令和 年 月 日()

4. 診断された日

令和 年 月 日()

5. 受診医療機関名

6. 上記疾患により療養期間(医師より指示された期間等)

令和 年 月 日()から

令和 年 月 日()まで

令和 年 月 日

保護者名(自署)

※学校感染症に関する欠席について、医療機関での医師による証明提出は不要です。

(新型コロナウイルス感染症の出席停止期間についても医療機関での医師による証明提出は不要です。この罹患届用紙に保護者の方が記入後、学級担任までご提出ください。)

※裏面に参考として「学校感染症」による出席停止の基準について、学校保健安全法施行規則第18・19条より抜粋しています。

学校感染症

【参考】学校保健安全法施行規則（第18・19条より抜粋）

第1種の感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）

治癒するまで

第2種の感染症

- (1) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであるものに限る）
発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
- (2) インフルエンザ
発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
- (3) 百日咳
特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- (4) 麻疹
解熱した後3日を経過するまで
- (5) 流行性耳下腺炎
耳下腺、顎下腺又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- (6) 風疹
発疹が消失するまで
- (7) 水痘
すべての発疹が皮化するまで
- (8) 咽頭結膜熱
主要疹症状が消退した後2日を経過するまで
- (9) 結核（10）髄膜炎菌性髄膜炎
病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

第3種の感染症・その他の感染症※（抜粋）

- ・腸管出血性大腸菌感染症
- ・流行性角結膜炎
- ・急性出血性結膜炎

症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

※その他の感染症

第3種の感染症に分類されている「その他の感染症」は、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第3種の感染症として緊急的に措置をとることができるものとして定められているものであり、あらかじめ特定の疾患を定めてあるものではない。

「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要がある。必ず出席停止をおこなうべきものではない。